

さいたま市告示第 1190 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 7 月 17 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類

さいたま都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

さいたま市大宮区北袋町 1 丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局都市計画部北部都市計画指導課

さいたま市都市局都市計画部南部都市計画指導課

4 縦覧期間

令和 7 年 7 月 17 日（木）から令和 7 年 7 月 31 日（木）まで
ただし、土・日曜日、祝日は除く。

5 意見書提出期間

令和 7 年 7 月 17 日（木）から令和 7 年 7 月 31 日（木）まで
ただし、土・日曜日、祝日は除く。

6 意見書の提出先

さいたま市長 清水 勇人（送付先：各縦覧場所）